

5 協議会におけるこれまでの要望等への対応について

項目	要望等の概要	対応状況（令和元年度第1回協議会時点）	対応状況（令和元年度第2回協議会時点）
① 教員採用選考試験における日本語指導のための特別選考の実施	外国人児童生徒への指導に当たる教員については、外国語が得意であることと、日本語指導ができることとの間には少しかい離がある。そこで、愛知県の特色として、日本語指導ができる人材をより多く採用することを検討してはどうか。	外国語に対する支援員は高等学校教育課等が所管している。これを前提にして、日本語指導の在り方を含めて、他課と連携しながら検討していくこととする。	日本語指導に関するカリキュラム等は、各大学の裁量に委ねられており、国が当該人物に資質能力があることを認めるような仕組みとなっていない。このような現状においては、当該人物が特別選考の該当者であるための前提となる、日本語指導に関する一定の資質能力を保有しているか否かについて判断することは困難であるため、特別選考として採用選考を実施することはできない。
② 県立高校での3週間の教育実習の実施	中学校の教員免許を取得するには3週間の教育実習が必要であるが、2週間しか実施していない高校もある。中高あるいは小中の免許はセットであると言われており、改善に向けて検討してもらいたい。	昨年度の状況では、県立高校181校中153校で教育実習を実施しており、うち2週間の実施は51校、3週間の実施は102校であった。個別に確認したところ、2週間の実施校のうち、3週間の実施を検討できる学校は10校ある。県立高校に対しては、できる限りの努力を依頼し、毎年度、状況について教育実習の実施通知の中で各大学へ周知していくこととする。	校長会へその旨を伝え、県立学校における3週間の教育実習受け入れに対する協力を求めていく。
③ 不祥事案の出身大学への情報提供	教育委員会、学校、大学が連携して様々な情報を共有しながら進めていきたい。教員の不祥事が起きた際は、その事実をその教員の出身大学に知らせてもらえるとよい。	教育実習生の受入れについての大学への連絡の際などに、各大学に対して教員の不祥事に関する情報の提供の要否について確認することとする。その上で、情報提供を求める大学に対しては、教員養成のために活用することを条件に、懲戒処分公表基準に基づいて、提供していくこととする。なお、不祥事を起こした教職員の出身大学に対して、当該教職員の情報を提供することは考えていない。	現実的に、県内の学校で教育実習を実施するすべての大学に対して、不祥事関連の情報提供の必要性について、確認することは困難であると思われる。
④ 欠員数と新規採用教員の配当数の市町村別状況	市町村単位で見た場合、児童生徒数が減っていないにもかかわらず、新規採用教員の配当数が減らされた結果、欠員が増えているケースがあるので改善してもらいたい。	毎年度の教員採用計画において、採用数の平準化（毎年度の採用数ができるだけ一定にする）を図るため、教員採用選考試験での採用予定人数を抑制（退職等による欠員数を下回る新規採用数）してきたことによって一時的に欠員数が増えているが、 今後は児童生徒の減少に伴って欠員数も減っていく見込みである。 なお、講師の人材不足が深刻化していることから、本年度実施する教員採用選考試験では小学校の採用予定人数を昨年度に比べて40人増やしている。	同左
⑤ 講師経験者の第一次試験免除に代わる特別選考の実施	本県の学校で講師（非正規教員）を続けても、正規採用されない（教員採用選考試験で合格できない）と、他の職種や私学に流れてしまう。優秀な人材の流出を止めるためにも、講師として一定期間勤務した者を対象とした特別選考は実施できないか。	本県では、講師経験が3年以上の者を対象とした特別選考で第1次試験を免除しているが、第2次試験でも専門教科の筆記試験を実施しており、結果的には一般選考の受験者との競争試験となっている。教員採用選考試験の受験者が年々減少し、講師の人材不足も深刻化している中、人材確保の観点から、教員採用選考試験の在り方に関する見直しについて、今後、具体的に検討していくこととする。	教員採用選考試験の在り方を検討する中で、特別選考の種類や内容についても検討していく。
⑥ 司書教諭の採用選考方法の見直し（特別選考→一般選考での加点）	特別選考ではなく、一般選考の中で司書教諭免許所持者を加点する方法の方がより優秀な人材を採用できるのではないか。	来年度（令和2年度）実施の教員採用選考試験から、「司書教諭特別選考（仮称）」を実施することとしている。内容については、今後、具体的に検討していくこととする。	司書教諭特別選考を来年度実施の採用試験から導入する。具体的には、司書教諭の免許状を所有している受験生には、1次試験の成績に加味する「司書教諭特別選考」を実施する。
⑦ 障害のある教員の配置校における人的支援（非常勤講師の加配）	障害者雇用を進めるに当たって、配置された学校に非常勤講師を配置するなどの対応があれば、障害のある人が働くための大きな利点となるのではないか。	障害者の雇用に当たっては、過重な負担のない範囲で、個々の障害の特性に配慮した必要な措置（施設の整備、援助を行う者の配置など）を講じるための「合理的配慮指針」が厚生労働省から示されており、本県では、要綱を作成し、これに基づいて実施することとしている。障害者の持ち時間の軽減等のための非常勤講師の配置等については、今後、障害者の雇用を拡大していく中での必要性を見極めつつ検討していくこととする。	障害のある教員が担当する授業時間を軽減したり、障害のある教員を指導・支援する教員の負担を軽減したりする必要性を踏まえ、採用した年度に限り、非常勤講師を加配する措置を検討している。